

沖縄県県民の森 利用料金の減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県県民の森の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第39条に規定する「利用料金の減免等」について、必要な事項を定めたものとする。

(減免の対象、減免額等)

第2条 沖縄県県民の森の利用料金の減免又は免除となる団体等、減免額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が、森林・林業に関する普及啓発のために使用する場合。
- (2) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として使用する場合。
- (3) 児童（幼児含む）の健全な育成に関する活動。
- (4) 県の施策（県の委託を受けたもの、県から依頼されたもの。）の推進に密接に関連する団体等が社会貢献活動を行うために使用する場合。
- (5) 心身に障害のある者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む。）及び心身に障害がある者で構成される団体等の社会参加のために使用する場合。
- (6) 国、地方公共団体その他公共団体または公共的団体が、公用若しくは公共用または公益上の目的のため有料公園施設等を使用し、かつ入場料その他これに準ずるものを徴収しない場合。

2 利用料金の減額または免除額は次のとおりとする。

- (5) 前項第1号、第2号、第3号に該当する場合は、利用料金の全額。
- (6) 前項第4号、第5号、第6号に該当する場合は、別表に定める。

(範囲)

第3条 減免の対象施設は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) キャンプ場 | (2) 広場（中央広場・スポーツの森） |
| (3) パークゴルフ場 | (4) 研修室（森林学習展示館）※休館 |

(利用料減免申請の提出)

第4条 利用料金の減額または免除を受けようとするものは、利用料金減免申請書（様式3号）を沖縄北部森林組合の代表理事組合長に提出しなければならない。

- 2 利用料金免除申請書は、沖縄県県民の森施設使用許可申請書（様式1号）と同時に提出しなければならない。
- 3 前項第2項の申請を承認したときは、利用料減免承認書（様式4号）を交付するものとする。

(補則)

第5条 この規定に定めるもののほか、利用料金の減免に関し必要な事項は、沖縄北部森林組合の代表理事組合長が定めるものとする。

(施行期日)

- 1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

沖縄県県民の森の利用料金減免基準

減免の対象	減免額
区分	
(1) 国及び地方公共団体が、森林・林業に関する普及啓発のために使用する場合。	10/10
(2) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として使用する場合。	10/10
(3) 児童（幼児含む）の健全な育成に関する活動。	10/10
(4) 県の施策（県の委託を受けたもの、県から依頼されたもの。）の推進に密接に関連する団体等が社会貢献活動を行うために使用する場合。	5/10
(5) 心身に障害のある者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む。）及び心身に障害がある者で構成される団体等の社会参加のために使用する場合。	5/10
(6) 国、地方公共団体その他公共団体または公共的団体が、公用若しくは公共用または公益上の目的のため有料公園施設等を使用し、かつ入場料その他これに準ずるものを徴収しない場合。	5/10